

ギャンブル等依存症対策について

令和7年4月24日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症対策の経緯について

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)成立時の附帯決議 (平成28年12月)

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること（略）また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。（略）」

○ギャンブル等依存症対策基本法の成立・施行(平成30年7月公布、10月施行)

※自民・公明・維新による議員立法

- ・ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：官房長官）及び同事務局の設置
- ・政府にギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定の義務付け（3年ごとに見直し検討）
- ・ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定 等

○ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定(平成31年4月)

○同計画の変更①(令和4年3月25日)

○同計画の変更②(令和7年3月21日)

- ・公営競技のオンライン化への対応
- ・依存症対策の基盤整備等
- ・若年者対策の強化
- ・違法オンラインカジノ対策

ギャンブル等依存症対策基本法（概要）

1 目的（第1条）

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
→ ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義（第2条）

ギャンブル等依存症: ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念（第3条）

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるよう支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮（第4条）

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務（第5～9条）

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間（第10条）

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

* ギャンブル等依存症問題: ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等（第11条）

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等 (第12～13条)

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**: 政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**: 都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
* ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策 (第14～23条)

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査(3年ごと)

10 ギャンブル等依存症対策推進本部 (第24～31条)

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務: ①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 (第32～33条)

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置

委員: ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務: 本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

これまでの主な取組と成果

①公営競技における取組

○ 広告・宣伝の在り方

- 各関係事業者において広告・宣伝に関する指針を策定、運用を開始

○ のめり込み防止のための取組

- 本人・家族申告による入場制限やインターネット投票の利用停止措置（アクセス制限）の利用促進
- 公営競技場及び場外発売所のATM撤去完了
- インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入



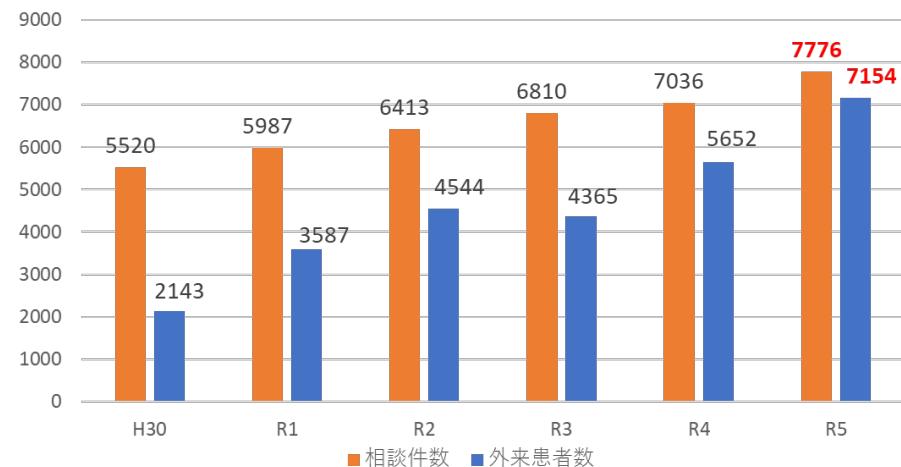
②ぱちんこにおける取組

- 出玉規制を強化した遊技機への入れ替え完了
- アクセス制限について、チェーン店等の複数店舗への一括申告を可能とする運用を開始

③依存症の相談・治療体制の整備

- 全都道府県・政令市（67団体）で相談拠点の設置完了
- 依存症専門医療機関の設置自治体数は58まで増加

精神保健福祉センターにおける相談件数と
依存症専門医療機関における外来患者数の推移



※「衛生行政報告例」、依存症対策全国センター資料を参考に作成

④オンラインカジノ等の取締り

オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

	R4	R5	R6
検挙人員	59人	107人	279人

摘発事例

- 賭客
- オンラインカジノサイトへの誘引者
- 収納代行業者
- 国内の違法ギャンブル運営者

現状

- ・コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票）
- ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

今後の取組

1. 公営競技のオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある。

- （例）・時間や場所を選ばずにアクセスができる。
・実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる。
・より短期間により多額の借金を抱える傾向がある。



① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知

- （例）・申請のオンライン化等利便性の向上を検討
・医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進

② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。

③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある。



- ① 動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化
- ② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化
- ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

3. 依存症対策の基盤整備等

- ① 地域における専門医療機関等の整備の推進
- ② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化
- ③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について②

現状

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加と共に伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
 - 1 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
 - 2 オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
 - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止等の対策を推進する必要

今後の取組

1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイター等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

3. オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進
- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施

4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施

※ 上記の取組は、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議の関係省庁において政府横断的に実施

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和7年変更【抜粋】

第一章

基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

第二章

取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
 - ・インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等
 - ・相談体制の強化
- ※ 公営競技：競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の実施
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等に対する普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進
- ・相談拠点等における相談等の支援
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループを始めとする民間団体等に対する支援
- ・医師の養成を始めとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用の確保及び制度の周知
- ・宝くじにおける取組の推進

VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

- ・オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
- ・オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
- ・オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進

- 若年層も含め、効果的な啓発が可能となるよう、動画等の資材を中心に、SNS等インターネット等を活用した広報に重点的に取り組むこととしていく。
- 具体的には①ポスターに加え②YouTube等動画広告、③当事者による体験談動画、④電車内広告、⑤バナー広告（Yahoo!）等による広報に取り組む。

①ポスター



・全国の自治体、医療機関、公営競技場内、ぱちんこホールなどで掲示

②YouTube等動画広告



- ・ギャンブルに関連する言葉を検索した方を中心にYouTube上で啓発広告を表示
- ・公営競技場内、ぱちんこホールや公営競技のサイト等でも表示

③体験談動画



④電車内広告（トレインチャンネル）

・JR京浜東北線、埼京線、南武線車内モニターにて、15秒広告動画を始発～終電まで20分に1回放映予定（5月12日～18日）。

※参考：延べ利用者数（1週間）

京浜東北線 1,502万人

埼京線 577万人

南武線 431万人